

議案第 8 号

橋梁修繕工事の請負契約の変更について

橋梁修繕工事について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大口町条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 契約の目的 | 橋梁修繕工事 |
| 2 契約金額 | 変更金額 金 7, 3 9 2, 0 0 0 円 |
| | 変更前 金 6 6, 7 7 0, 0 0 0 円 |
| | 変更後 金 7 4, 1 6 2, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目 2 3 8 番地 |
| | 丸周建設株式会社 |
| | 代表取締役 近 藤 義 則 |

令和 7 年 3 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、平和橋の橋梁修繕工事の契約金額を変更するため必要があるからである。

変 更 設 計 内 訳 書

(単位：円)

	当 初	変 更
工 事 価 格	(B) 63,257,000 円	(B1) 70,261,000 円
消 費 税 相 当 額	(C) 6,325,700 円	(C1) 7,026,100 円
設 計 金 額	(A) 69,582,700 円	(A1) 77,287,100 円
税 抜 契 約 金 額	(E) 60,700,000 円	(E1) 67,420,000 円
消 費 税 相 当 額	(F) 6,070,000 円	(F1) 6,742,000 円
契 約 金 額	(D) 66,770,000 円	(D1) 74,162,000 円

$$\begin{aligned}
 E1 &= B1 \times E / B \\
 &= 70,261,000 \times 60,700,000 / 63,257,000 \\
 &\div 67,420,000 \\
 F1 &= E1 \times 0.10 \\
 &= 67,420,000 \times 0.10 \\
 &= 6,742,000
 \end{aligned}$$

- 1 E1の段階で千円未満切捨て
- 2 消費税相当額は、円未満切捨て

変更の理由

- ・伸縮装置に使用する材料を二次止水対応のものに変更する。
- ・断面修復工、ひび割れ補修工、支承モルタル補修工について現地計測結果の数量に変更する。